

# 川西市立明峰小学校P・T・A規約

## 第 1 章 名 称

第1条 本会は、川西市立明峰小学校PTAといい、事務所を明峰小学校内におく。

## 第 2 章 目 的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. よりよい保護者、教職員となるための成人教育活動。
2. 学校教育を理解するために家庭と学校との連絡を密にし、保護者と教職員とが協力する。
3. 会員相互の意識向上、連絡、親善を図るための活動。
4. 学校行事の円滑な運営を助けるための活動。
5. 設備・施設の整備を図るための活動。
6. その他目的達成に必要な活動。

## 第 3 章 方 針

第4条 本会は、次の方針により活動する。

1. 教育を本旨とする任意団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩をもつものではない。
2. 児童の福祉を増進する社会的団体及び機関と協力する。
3. 他の団体からの支配・干渉を受けない。
4. 学校とPTAは相互に尊重し合い、学校の管理、運営や人事に干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第5条 (資 格)

本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び、本校に在勤する教職員を対象とし、その加入意思の確認は加入意思確認用紙を用いて行う。

第6条 (権利義務)

会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第7条 (退会)

年度途中で退会するときは、退会届を用いて行う。

第8条 非加入者に対し、非加入を理由に、不利益を与えてはならない。

## 第 5 章 役員及び会計監査

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会 長 1名 (保護者)
  2. 副 会 長 3名 (保護者2、教職員1)  
但し、川西市PTA連合会役員 (委員長も含む)  
担当年度に限り4名 (保護者3、教職員1)
  3. 書 記 3名 (保護者2、教職員1)
  4. 会 計 3名 (保護者2、教職員1)
  5. 顧 問 1名 (校 長)
- 会長、副会長、書記、会計を四役という。

第10条 役員は、委員を兼ねることができない。

第11条 (役員の仕事)

1. 会長

(1) 本会を代表し、会務を総括する。

(2) 総会、役員会、企画委員会、合同委員会を召集する。

2. 副会長

会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。

3. 書記

本会の運営を円滑にする諸事務、記録等にあたる。

4. 会計

本会の会計事務を担当する。

5. 顧問

四役の相談を受けて、本会の運営を助ける。

第12条 (役員の仕事)

1. 保護者役員の任期は1年とする。ただし、本人の意思に反しない限り、引き続き、2年を限度に再選することができる。新役員の就任は4月1日とする。

2. 旧役員は任期終了後開かれる総会までは在任中の報告義務があり、新役員の補佐をし、助言に務める。

第13条 (役員を選出)

役員を選出は、別に定める細則による。

第14条 会計監査

1. 本会に、会計監査2名(保護者)をおく。

2. 仕事は、その年度の会計を監査し、結果を総会で報告する。

3. 会計監査は、会長が企画委員会にはかって委嘱し、任期は一年とする。

4. 役員との兼任は認めない。

## 第6章 機関及び任務

第15条 本会に次の機関をおく。

- |      |   |      |   |   |      |   |   |   |   |
|------|---|------|---|---|------|---|---|---|---|
| 1. 総 | 会 | 2. 企 | 画 | 委 | 員    | 会 |   |   |   |
| 3. 合 | 同 | 委    | 員 | 会 | 4. 学 | 年 | 委 | 員 | 会 |
| 5. 専 | 門 | 委    | 員 | 会 | 6. 役 | 員 | 会 |   |   |

第16条 総会は、本会の最高議決機関であって、原則として年一回(年度始め)開く。ただし、次の場合には臨時総会を開かねばならない。

1. 企画委員会が必要と認めた場合。

2. 会員の五分の一以上の要求があった場合。

第17条 総会で議決を要する事項は、次のとおりとする。

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1. 年度計画及び活動報告 | 2. 予算の審議 |
| 3. 決算報告の承認    | 4. 規約の改正 |
| 5. その他の重要事項   |          |

第18条 1. 総会は、委任状も含め、会員の三分の一以上の出席で成立する。議決は、委任状を除き、出席会員の過半数の同意を必要とする。

2. 書面総会は、会員の三分の一以上の返信で成立する。議決は、返信数の過半数の承認を必要とする。

- 第 19 条 総会で議決を要する事項については、その資料を少なくとも五日前に会員に配布しなければならない。
- 第 20 条 企画委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本会の役員、各学年の学年委員、各専門委員会の代表、及び青少年育成市民会議担当委員、小学校選出補導委員、により構成され、原則として毎月一回開く。
- 第 21 条 企画委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 事業計画、予算等総会に提出する案件を審議する。
  2. 各種委員会から提出された案件を審議する。
  3. 必要ある場合には、諮問機関として特別委員会を設置、解散する。
  4. 役員、会計監査に欠員が生じた場合には、それを補充する。
  5. その他、重要事項を審議する。
- 第 22 条 企画委員会は、構成員の過半数の出席により成立する。
- 第 23 条 合同委員会は、本会の役員及び全委員により構成され、構成員の過半数の出席により成立し、原則として毎学期一回開く。
- 第 24 条 合同委員会は、各種委員会から提出された案件、その他重要事項を審議する。また年度末の合同委員会では、次年度保護者側役員を承認する。
- 第 25 条 学年委員会は、各学年委員と担任教師で構成される。
- 第 26 条 学年委員会の任務は、次のとおりとする。
1. 学年の諸行事を立案し、運営する。
  2. 会員の意見をまとめ、会員相互の連絡及び親善を図る。
- 第 27 条 専門委員会は、各学年から選出された専門委員及び教職員により構成される。
- 第 28 条 専門委員会の種類と任務等については、別に定める細則による。
- 第 29 条 1. 役員会は、本会の執行機関であって、全役員により構成され、必要に応じて開く。  
2. 役員会は、総会、企画委員会の議決に従って本会の日常業務を円滑に実行する。

## 第 7 章 会 計

- 第 30 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 31 条 会費は、一家庭月額 200 円とし、第一回目の引き落としで、一括で納めることを原則とする。
- 第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 改 正

- 第 33 条 本規約は、第 18 条で定める総会での同意また承認を得て、改正することができる。
- 第 34 条 1. 本会の運営に必要な細則は、本規約に反しないかぎりにおいて、企画委員会の議決によって定めることができる。  
2. 企画委員会は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。  
3. 会計規定、専門委員会に関する規定、役員及び委員の選出規定、慶弔規定、旅費内規は、細則として別に設ける。

## 第 9 章 個人情報取扱規則

- 第 35 条 (目的)  
明峰小学校 P T A (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 第 36 条 (責務)  
本会は個人情報保護に関する法令を尊厳するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第 37 条 (管理者・取扱者)  
本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会役員とする。
- 第 38 条 (収取方法)  
本会は、個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を明示する。
- 第 39 条 (利用)  
本会では個人情報を本会運営のために使用し、その他には使用しない。
- 第 40 条 (管理)  
個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。
- 第 41 条 (第三者提供への制限)  
個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。  
1. 法令に基づく場合  
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合  
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合  
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第 42 条 (情報開示等)  
本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

### 付 則

- |     |                     |               |                  |
|-----|---------------------|---------------|------------------|
| 付 則 | 1.                  | 本規約は、昭和 5 1 年 | 9 月 1 0 日より施行する。 |
| 付 則 | 2.                  | 本規約は、昭和 5 2 年 | 5 月 2 1 日より施行する。 |
| 付 則 | 3.                  | 本規約は、平成 2 年   | 5 月 2 8 日より施行する。 |
|     | (但し、第 7 章 第 29 条は平成 | 3 年           | 4 月 1 日より施行する。)  |
| 付 則 | 4.                  | 本規約は、平成 7 年   | 5 月 2 0 日より施行する。 |
| 付 則 | 5.                  | 本規約は、平成 9 年   | 5 月 1 7 日より施行する。 |
| 付 則 | 6.                  | 本規約は、平成 1 6 年 | 3 月 9 日より施行する。   |
| 付 則 | 7.                  | 本規約は、平成 1 7 年 | 5 月 1 7 日より施行する。 |
| 付 則 | 8.                  | 本規約は、平成 1 8 年 | 5 月 1 6 日より施行する。 |
| 付 則 | 9.                  | 本規約は、平成 2 3 年 | 5 月 2 7 日より施行する。 |
| 付 則 | 10.                 | 本規約は、平成 3 0 年 | 5 月 2 4 日より施行する。 |
| 付 則 | 11.                 | 本規約は、令和 2 年   | 7 月 2 2 日より施行する。 |
| 付 則 | 12.                 | 本規約は、令和 3 年   | 2 月 1 7 日より施行する。 |

# 細 則

## 第1条 会計規定

(収入伝票と出納簿)

1. 会計は、すべての収入に対し、入金伝票を作成し保管するとともに、出納簿摘要欄に収入源を明記しなければならない。

(収入及び支出)

2. 現金の出納は、そのつど現金出納簿及び予算差引簿に記載し、現金はすべて、金融機関に入金するものとする。
3. 支出については、請求書並びに領収書を保管しなければならない。

(月末集計)

4. 月末に現金出納簿を締め切り、合同委員会毎に収支一覧表を作成する。(当初予算)

5. 会計は、前年度活動の反省及び、予算執行過程の問題点をつかんだうえで、学年委員会、各専門委員会からの予算要求資料を取りまとめ、新年度活動方針にみあうように全項目について公平慎重な検討を加えて原案をつくる。

6. 各項目の予算計上基礎を明らかにし、会員にわかる説明をつけて、ほしいままに執行されないようにする。

(更正予算)

7. 年度のなかば過ぎころ、収入額の増減をみとおし、活動状況の変更により当初予算を更正する。
8. 予算執行状況と活動状況を年度末までみとおし検討し、増減の資料を要求母体より取りまとめ原案をつくる。
9. 更正された原案は、企画委員会で検討し、承認を得て執行される。
10. 予算の充用及び流用の必要が生じた場合は、企画委員会の承認を得なければならない。

(決算書作成)

11. 学年委員会及び各専門委員会の代表は、年度末までに支出明細書及び、これに付随する一切の必要書類を会計に提出する。
12. 会計は決算書を作成して、総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

13. 会計関係諸帳簿は、総会までに会計監査の承認を必要とする。
14. 会計監査は、必要と思う時は、いつでも支出の説明を求めることができる。
15. 会計に関する諸帳簿は、会員の要求に応じて公開することができる。

(支出の承認)

16. 会計年度終了後予算決定までの期間、会計支出については会長が専決することができる。
17. 運営費の支出については、四役の承認を得なければならない。
18. 活動費の支出については、各担当の承認を得なければならない。

(備品の記載)

19. 備品は、備品台帳に記載するものとする。

(事務連絡の保持)

20. 会計は、会長と常に密接な連絡を保ち、協議のうえ会計事務を行わねばならない。

(会費の清算)

21. 転入出等により年度途中で会員資格の得喪が生じた場合、会費は在籍月数に応じて清算する。その際、月途中で会員資格の得喪が生じた場合は、当該月を1箇月として清算する。

第2条 専門委員会に関する規定

1. 専門委員会の種類は、原則次のとおりとする。
  - (1) 選挙管理委員会
  - (2) 保体委員会
  - (3) 人権委員会
  - (4) 見守り委員会
  - (5) 地区委員会
2. 専門委員会は、企画委員会の承認を得、設置又は廃止することができる。
3. 専門委員の選出は、細則第4条による。

第3条 役員を選出規定

1. 選挙管理委員会の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 選挙管理委員6名。ただし、原則各学年1名は加わることとする。
  - (2) 助言者として、役員及び顧問が加わることができる。
2. 役員選出について
  - (1) 役員の選出については、選挙管理委員が行う。
  - (2) 原則、役員候補（7名）及び青少年育成市民会議担当委員候補（2名）、小学校選出補導委員候補（1名）、地区委員長候補（1名）を選出する。ただし、小学校選出補導委員は、明峰中学校と輪番制とする。
  - (3) 候補者の中で、互選により分担を決める。
  - (4) 役員決定の際の立ち会いは、選挙管理委員があたる。
  - (5) 過去に次のいずれかの職に就任したことがある人は、役員になることを辞退することができる。
    - ア. 規約第9条に定める役員
    - イ. 青少年育成市民会議担当委員
    - ウ. 小学校選出補導委員
    - エ. 地区委員長
  - (6) 職員の役員3名については、学校側に一任する。
3. 次年度保護者側役員については、内定後保護者会員に信任を問い、その結果を年度末合同委員会に報告し承認を得る。信任投票は保護者会員の三分の一以上の投票で成立する。投票数の過半数をもって新役員を信任するものとする。不信任の場合は、再選出を行う。

#### 4条 委員の選出規定

1. 委員の選出は、年度はじめに行う。但し、青少年育成市民会議担当委員、小学校選出補導委員、地区委員長の選出については役員選出時に行う。
2. 各学年で、学年委員若干名及び専門委員若干名を選出する。なお、専門委員は学年委員（副）を兼任する。
3. 委員の選出は次の方法による。
  - (1) 話し合い。（立候補・推薦などを含む。）
  - (2) 次のいずれかに該当する人は委員になることを辞退できる。
    - ア. 第3条2(5)に定める役員辞退理由に該当する人
    - イ. 児童1人につき1回以上、専門委員会の委員又は学年委員に就任したことがある人
    - ウ. 辞退を希望する人
  - (3) 委員の任期は1年とする。ただし、本人の意思に反しない限り、引き続き再選することができる。
  - (4) 地区委員については、各地区から必要人数選出する。また、辞退理由は他の委員のそれに準ずる。
  - (5) 地区委員の選出は、それぞれの地区の地区委員がそれにあたる。
4. 学年委員は学年委員会に所属し、専門委員は専門委員会に所属する。
5. 学年委員会に於いて、互選により、代表1名を選出し、他を代表代理とする。
6. 地区委員会を除く専門委員会に於いて、互選により、代表1名を選出し、他を代表代理とする。
7. 地区委員会の代表は、地区委員長とする。

#### 第5条 慶弔規定

1. 児童死亡の場合  
香 料 5,000円 供花一對  
会 葬 児童代表、校長、教職員、会長、役員有志、会員有志。
2. 特別の事情ある場合は、役員会の協議により決定する。
3. 本規定の執行には、会長又はその代理者（副会長、書記、会計）があたり。

#### 第6条 旅費内規

1. 旅費実費支給
  - (1) 研修及び諸会議のための出張で、校区外の会場にかぎる。
  - (2) 所定の用紙に記名押印のうえ会計より受領する。

## 付 則

- |     |     |              |              |
|-----|-----|--------------|--------------|
| 付 則 | 1.  | この細則は、昭和51年  | 9月10日より施行する。 |
| 付 則 | 2.  | この細則は、昭和52年  | 3月16日より施行する。 |
| 付 則 | 3.  | この細則は、昭和53年  | 3月20日より施行する。 |
| 付 則 | 4.  | この細則は、昭和56年  | 2月20日より施行する。 |
| 付 則 | 5.  | この細則は、昭和59年  | 1月15日より施行する。 |
| 付 則 | 6.  | この細則は、昭和60年  | 4月 1日より施行する。 |
| 付 則 | 7.  | この細則は、昭和63年  | 1月30日より施行する。 |
| 付 則 | 8.  | この細則は、平成 2年  | 4月 1日より施行する。 |
| 付 則 | 9.  | この細則は、平成 7年  | 2月13日より施行する。 |
| 付 則 | 10. | この細則は、平成 9年  | 5月17日より施行する。 |
| 付 則 | 11. | この細則は、平成10年  | 2月16日より施行する。 |
| 付 則 | 12. | この細則は、平成12年1 | 1月14日より施行する。 |
| 付 則 | 13. | この細則は、平成14年  | 4月25日より施行する。 |
| 付 則 | 14. | この細則は、平成14年1 | 1月12日より施行する。 |
| 付 則 | 15. | この細則は、平成15年  | 3月12日より施行する。 |
| 付 則 | 16. | この細則は、平成15年  | 4月30日より施行する。 |
| 付 則 | 17. | この細則は、平成15年1 | 0月14日より施行する。 |
| 付 則 | 18. | この細則は、平成15年1 | 1月11日より施行する。 |
| 付 則 | 19. | この細則は、平成15年1 | 2月 9日より施行する。 |
| 付 則 | 20. | この細則は、平成16年  | 3月 9日より施行する。 |
| 付 則 | 21. | この細則は、平成17年  | 2月15日より施行する。 |
| 付 則 | 22. | この細則は、平成18年  | 2月14日より施行する。 |
| 付 則 | 23. | この細則は、平成20年  | 4月 1日より施行する。 |
| 付 則 | 24. | この細則は、平成25年  | 3月11日より施行する。 |
| 付 則 | 25. | この細則は、平成25年  | 7月10日より施行する。 |
| 付 則 | 26. | この細則は、平成30年  | 5月24日より施行する。 |
| 付 則 | 27. | この細則は、令和 2年  | 3月 4日より施行する。 |
| 付 則 | 28. | この細則は、令和 2年1 | 2月24日より施行する。 |